

## 札幌市資料館保存活用検討委員会設置要綱

### (目的)

第 1 条 札幌市資料館の保存活用方法、耐震補強を含む各種改修及び増築等に係る検討を実施するにあたり、専門的な立場からの意見を聴くため、札幌市資料館保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項について、出席者が意見交換を行うものとする。

- (1) 札幌市資料館の保存活用に係る事項
- (2) 札幌市資料館の耐震補強を含む各種改修及び増築工事等に係る事項
- (3) その他、札幌市資料館のリノベーション事業に必要な事項

### (構成)

第 3 条 委員会の委員は、内部委員（札幌市職員）3名、外部委員（札幌市職員以外の者）5名とし、市長が委嘱するものとする。

### (設置期間)

第 4 条 委員会の設置期間は、委員会を設置した日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

### (座長等)

第 5 条 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 委員会は、観光文化局長が必要に応じて招集する。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、観光文化局文化部国際芸術祭担当課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、観光文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。